

消防予第 531 号
消防危第 281 号
令和 5 年 9 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁
予 防 課 長
危険物保安室長

消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導
指針の策定及び公表の状況等に関する調査の結果について（通知）

「消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表の状況等に関する調査について」（令和 5 年 6 月 5 日付け消防予第 314 号・消防危第 150 号）により実施した調査の結果について、別紙のとおり、とりまとめましたので、お知らせします。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 4 項及び第 17 条第 1 項に基づき政令で定める技術基準並びに同法第 9 条の 4 第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき市町村条例で定める技術基準に関する行政手続法上の行政指導指針に相当するもの（以下「消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針」という。）は、各消防本部（消防本部を置かない町村においては、町村。以下同じ。）が各団体の行政手続条例等に基づき策定及び公表されるものですが、下記事項に十分留意の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 3 項の規定により、地方公共団体の行政指導については、同法第 2 章から第 6 章までの規定は適用しないこととされているが、同法第 46 条の規定により、地方公共団体は、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るた

め必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、同法第36条では、行政指導について、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならないとされている。

各消防本部においては、消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針についても、各団体の行政手続条例等にのっとり、適切に対応すること。

- 2 消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針を策定しているにもかかわらず、当該指針を現時点で公表していない消防本部においては、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、令和5年度中にフォローアップを行うこととされている趣旨を踏まえて、原則として令和5年度中に公表できるように、速やかに公表に向けて取組を進めるとともに、事業者から問合せがあった場合は、個別対応を行うなど適切に対応すること。
- 3 公表方法については、事業者にとって利便性の高いインターネット上で公表することにより、事業者があらかじめ当該指針に沿った対応をとることができるようになり、消防本部及び事業者の双方に有効であることから、行政上特別の支障がない限り、インターネット上で公表すること。
- 4 なお、消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針を策定している消防本部のうち、法令上義務となる内容と行政指導の内容を区別していない消防本部においては、行政指導は相手方の任意の協力によって実現されるものであり、行政指導が法令上の義務であるとの誤解を招かないよう十分に配慮すべきであることから、法令上義務となる内容と行政指導の内容を区別することが必要であること。
- 5 2のフォローアップのための調査は、令和6年2月1日時点で行う予定であること。

なお、フォローアップ調査の結果を踏まえ、個別の消防本部に対し、公表できない理由についてヒアリング等を行うとともに、当該調査結果を公表する場合があること。

消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表状況等に関する調査の結果について（令和5年7月1日時点）

1 消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針について

(1) 策定団体数

①法第17条第1項関連のもの	256 団体/751 団体 (34%)
②法第17条第2項関連のもの	56 団体/751 団体 (7%)

(2) 公表状況

	公表している※	公表していない
①法第17条第1項 関連のもの	147 団体/256 団体 (57%)	109 団体/256 団体 (43%)
②法第17条第2項 関連のもの	34 団体/56 団体 (61%)	22 団体/56 団体 (39%)

※ 公表している団体には、一部公表の団体（①14団体、②4団体）を含む。

(3) 公表方法

	インターネット	事務所備付け・閲覧	その他※
①法第17条第1項 関連のもの	53 団体/147 団体 (36%)	118 団体/147 団体 (80%)	28 団体/147 団体 (19%)
②法第17条第2項 関連のもの	17 団体/34 団体 (50%)	25 団体/34 団体 (74%)	5 団体/34 団体 (15%)

※ 事業所にあらかじめ配布、求めに応じて交付など

2 危険物施設の技術基準に関する行政指導指針について

(1) 策定団体数

①法第10条第4項関連のもの	172 団体/751 団体 (23%)
②法第9条の4第2項関連のもの	168 団体/751 団体 (22%)

(2) 公表状況

	公表している※	公表していない
①法第10条第4項 関連のもの	108 団体/172 団体 (63%)	64 団体/172 団体 (37%)
②法第9条の4第2項 関連のもの	86 団体/168 団体 (51%)	82 団体/168 団体 (49%)

※ 公表している団体には、一部公表の団体（①6団体、②9団体）を含む。

(3) 公表方法

	インターネット	事務所備付け・閲覧	その他※
①法第10条 第4項関連 のもの	26 団体/108 団体 (24%)	94 団体/108 団体 (87%)	10 団体/108 団体 (9%)
②法第9条の4 第2項関連 のもの	22 団体/86 団体 (26%)	74 団体/86 団体 (86%)	9 団体/86 団体 (10%)

※ 事業所にあらかじめ配布、求めに応じて交付など